

第 122 回 周防大島町農業委員会総会

1 開催日時 令和 7 年 12 月 8 日 (月) 午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分
2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 (10 人)

1 番 宮本 平
3 番 大谷 正樹
4 番 沖村 和哉
7 番 脇田 光夫
8 番 大内 清香
9 番 岡村 淳史
11 番 東谷 邦夫
12 番 沖 貴美枝
13 番 田中 豊文
14 番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (4 人)

2 番 岡崎 裕一
5 番 角井 雅之
6 番 小柳 貴史
10 番 藤元 敬介

5 出席農地利用最適化推進委員 (1 人)

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会1 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用
集積等促進計画について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大久保弘史
書記 小田 康雄
書記 泉口 洋平

議長

それではただいまより第 122 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案 2 件、審査会 1 件、報告事項 3 件となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 10 名、欠席委員 4 名、農地利用最適化推進委員につきましては 1 名の出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会會議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 7 番袴田委員と 8 番大内委員にお願いしたいと思います。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請及び日程 2、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてですが、いずれも私の担当議案でございますので、議事の進行を宮本職務代理と交代をいたします。

職務代理

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請 No.1 について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No.1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本案件は、遠隔地に居住しているため耕作が困難で、譲り渡しを希望する譲渡人の要望に対し、従来より譲受人の夫が耕作していた申請地を譲り受け、譲受人が継続して耕作を行うことでその要望に応えるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理

引き続きまして、地区担当の農業委員 14 番廣岡委員、推進委員 15 番中尾委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

14 番

この 1 日に中尾委員と二人で現地を確認をし、●●さんからご意見を伺つてまいりました。ご主人が亡くなる前の段階もずっとここの圃場は、●●さん

が管理をされておって、現時点でも適正な管理がされておる状態です。せとみが植わっておりましたけれども、結構着果過多に近いくらいの状況でしたから非常に順調な、草もあまりなく適正な管理をされておる圃場でした。一応ご主人がご健在の段階から譲り受けの話はずっと話を進めとったみたいで、で、急にご主人が亡くなっちゃって現状があるわけですけれど、一応そのまま当初通り●●さんがその農地を受ける、でまあ適正管理をするということで一応申請があがっております。改めてちょっとご本人からは確認せんかったんですけども、営農計画書の中の6番目の農作物の出荷先で自給用とありますけれど、今大量にせとみがなってます。その該当圃場せとみが着果状況非常に順調でした。その出荷は自給とは思えません。今まで農協に出しとったから農協に出すのであろうと僕は判断をしました。その次の項目であるJA山口県には加入していないとありますけれど、これは中尾さんがご存じかもしれませんけれどもたぶん農協組合員はそのまま続けちょっとんじやないかと思うんですけれども。この2項目がなんかちょっと違和感がありまして、確認は改めてしておりませんけれども一応農協出荷を続けられる農協組合員であるというようなことで進められるんではないんかと思ってます。いずれにしても適正管理されてますからあんまり異議はありませんでした。以上です。

職務代理

中尾委員お願いします。

15番
(推進委員)

今廣岡委員のお話されたこととほとんど同じでございますが、園地が家の近くであります、非常にあの旦那さんが亡くなる前から奥さんと一緒に管理をやってたということで、せとみにしても非常によく管理されているように思います。まあそういうことで特にこのことについては、問題ないという風に思っています。

職務代理

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。大内委員。

8番

ちょっと教えてほしいんですけど、ご高齢ということで例えば農地の管理人をお手伝いしてくれるような例えば近隣の方などはいるご様子でしたでしょうか。

14番

目前地域のリーダー的な方に相談をされながら管理をされているということでしたから大丈夫だと思っております。

8番

ありがとうございます。

職務代理

他にはよろしいですか。ご質問なども無いようなので採決をいたします。本

件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。
続いて日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1についてご説明させていただきます。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、5ページから8ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、日良居出張所から北北西に約1.5kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、町内に住所を有する個人です。譲渡人からの要望があり申請地を取得し、山林として維持管理をしようとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金残高の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく転用目的に供することの確実性についてですが、現在、一部が既に山林の様相を呈しており、引き続き適切に管理することで確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込みや協議の状況についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書や申請内容により、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書及び申請内容から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理 引き続きまして、地区担当の農業委員14番廣岡委員、推進委員15番中尾委員からその後の補足説明がありましたらお願ひいたします。

14番 まずはこの圃場に関しまして前提条件がちょっとあって、そこから説明を始めます。この圃場につきましては、以前非農地判断、現況証明で非農地判断をしてほしいというような要望があがってきた圃場です。確かに南西からの圃場近辺は雑木が立った林地になっておるんですけども、国道に面しておる部分については茅が一部生えておりますけども、ちょっと手を入れれば農地として維持管理ができるということで非農地判断を避けて農地であると

いう判断をした圃場でございます。それを受けてになるんかどうかは確認はしておりませんけど、今回の非農地への転用申請があがってまいりました。今回の資料の7ページの平面図の中で国道を挟んで東側の所に住居が建つておるというような状況になっておりますけれども、現況は一回更地になって今新たな建物が建っています。今回申請がありました●●さんのご親族の方がデザイナーされとてギャラリーとレストランを作るということで今その国道を挟んだ東側の圃場が整備されています。それに対面をする今回の圃場なんですけれど、先ほど申し上げた通りで国道に面している部分は非常にある程度拓けております。今回申請は一応農地以外でまあ林地として維持をしますという話なんですけれども、林地とはいひながら●●さんが思うとるのは現在の圃場をそのままで維持管理がしたいという話です。あんまり雑木が立つとるようじやあ圧迫感が、先ほど申し上げました今建設されているギャラリーの方から見ると圧迫感があるから現在の状況ある程度拓けた圃場で維持がしたい。奥の方は仕方がないとして、国道に面している部分はそのまま素地で維持したい農地では使わないことでの申請でございます。最初ちょっと私が勘違いしちょったのは駐車場にでも使うのかなと思つちよつたんですけどもいざれにしてもそのままの現状のままで維持がしたい、雑木が立たないように維持がしたい、そのまま拓けた形で維持がしたいというのが譲受人の想いでした。ですからこのまま林地として転用申請を承認したとしても当面あまり維持がそのまま近隣がどこでも雑木園になってしまいますからあまり問題はない畠になるんだろうと思っております。いざれにしてもきれいにそのままの維持をしたいということについての転用申請でございました。あんまり課題としては問題ないのではないかと思っております。ちなみにギャラリーの方の駐車場は現在の建設用地の所で充分確保されておるということでしたからいざれにしてもそこでの開発行為は無いと理解をしております。以上です。

職務代理

中尾委員お願いします。

15番
(推進委員)

今言われたこととほとんど同じでございますが、やはり景観をせっかく親戚の方がギャラリーを作るということでそれに関係して景観をよくするために今のところ農地ですが、農地を草刈りなり脱木をして整理をして環境をよくするということが目的ですが、現在●●さんも漁業を主にやっておって特に農業の方には将来はわからないけど、今は農業の方には特に力を入れる予定がないということでございます。そういうことでそういうようなことで特に問題ないんじゃないかというふうに思っております。

職務代理

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、举手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長 それでは続いて日程3、審査会1に移ります。農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。事前にお送りしております、農用地利用集積等促進計画についてをご覧ください。令和7年12月25日告示予定で使用貸借78件86,468m²、賃貸借12件13,363m²、合計90件99,831m²の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。説明は以上です。

議長 ただ今の事務局の説明にご質問などがありましたらお願ひいたします。

(質問、意見なし)

よろしいですかね。質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。本件に異議のない農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件については異議のない旨の回答をすることに決定いたします。続いて、日程4、報告事項1、農地現況証明による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、農地現況証明による現況証明についてご報告いたします。西屋代、東屋代、出井にて3件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は9ページから16ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願ひいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いいたします。以上をもちまして第122回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議、ご苦労様でした。

上記は、令和7年12月8日開催の第122回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和8年1月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____